

# 工賃の税務上の取り扱い変更に関する重要なお知らせ

福祉事業センター施設長 白田 誠寿

令和8年1月支給分より、工賃の取り扱いを以下の通り変更させていただきます。

日頃より当施設の運営にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

当施設では、これまで授産施設時代と同様に工賃を「給与所得」として扱ってまいりましたが、東村山税務署に確認したところ、令和8年1月より「※雑所得(工賃)」として取り扱いでよいとの確認がとれました。この変更に伴い、お手続きや発行書類が一部変わりますので、以下の内容をご確認ください。

## 1. 変更内容

- 【これまで】 給与所得(一般的なお給料と同じ扱い)
  - 【これから】 雑所得(作業に対する「工賃」としての扱い)
- 毎月の支給額に直接影響が出るものではありません

## 2. 今後「不要」となるお手続き

- 今回の変更により、以下の書類を提出して頂く必要が原則なくなります。
- 扶養控除申告書
  - マイナンバーの提出

## 3. 発行される書類が変わります

- 工賃明細書 … 毎月支給している書類の書式変更(令和8年2月25日支給分より)
- 支払証明書 … 1年間にお支払いした合計金額を証明する書類

※今回の変更は、所得税法第28条(給与所得)と第35条(雑所得)の区分を適正化するものです。利用者の皆様との間に「雇用契約」はありませんので、その対価は原則として「雑所得」に該当します。よって、厚生労働省の「就労支援等の事業による工賃」の取扱いに合わせるものとなります。

## 【お問い合わせ】

本件に関してご不明な点や、個別の状況について確認したいことがございましたら、施設窓口までお気軽にお尋ねください。

窓口担当: 澤井(さわい) 電話番号: 042-395-3636